

亘理町監査委員告示第1号

地方自治法第199条第9項の規定により定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年3月7日

亘理町監査委員 渋 谷 憲 之

亘理町監査委員 安 藤 美重子

記

1 監査の基準

本監査は亘理町監査基準（令和2年亘理町監査委員告示第2号）に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

3 監査の対象

（1）対象課等

総務課、企画課、財政課、税務課、町民生活課、福祉課、長寿介護課、子ども未来課、健康推進課、農林水産課、商工観光課、都市建設課、施設管理課、上下水道課、会計課、教育総務課、生涯学習課、農業委員会事務局、議会事務局、荒浜地区交流センター、逢隈地区交流センター、亘理保育所、荒浜保育所、荒浜児童館、高屋児童クラブ、学校給食センター、荒浜小学校、長瀬小学校、荒浜中学校、逢隈中学校、図書館、郷土資料館

（2）対象事務

令和3年度に執行された事務事業を対象とした（一部過年度分を含む。）。

4 監査の実施期間及び場所

（1）実施期間

令和3年11月4日（木）から令和4年2月7日（月）までの18日間

（2）実施場所

監査委員室、監査対象施設執務室等

5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、かつ財産管理に関する事務が適切に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

事前に資料の提出を求め審査を行い、関係職員に出席を求め概況聴取や質疑等を実施した。なお、必要に応じて現地調査を実施した。

7 監査の結果

監査の結果、おむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項は、口頭により指導した。